

保護者のみなさんへ

ポイント

- 短い文章でのやりとりは、相手に伝わりにくく、誤解を生みやすいため、トラブルに発展することがあります。
- 実際の短い会話でもトラブルになることもあるので、話す側は相手に伝わっているか考えながら話し、聞く側も相手を信頼して悪く受け取らないようにする必要があります。
- 普段から、相手を思いやって会話をするようにしなくてはいけません。
⇒スマートフォン等を使った無料通話アプリやメールなどの短い文章でのやりとりで誤解を生み、トラブルが起こりやすくなっています。

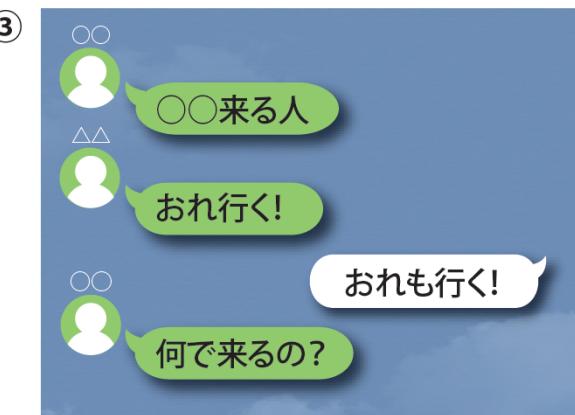
【トラブルの例】



⇒「遊ばない」「遊ぶ」の2つの意味にとれます



⇒「?」をつけ忘れたため、「悪い」という意味になってしまいます



⇒「交通手段を尋ねる」「来なくていいのに、何で来るんだ」の2つの意味にとれます

将来大きなトラブルに発展しないために、普段から家族で話し合って気をつけたいこと

- 大切なことは実際に会って話す。
- 普段から、誤解のない表現を心がける。
- 受け取る側は悪い受け取り方をしないようにして、
□何よりも相手を思いやる気持ちを持つ。

困ったときの相談窓口

インターネットを利用した犯罪に
あつたら

架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら

ネットいじめに悩んだら

もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。
親身になって話を聞いてくれます。

【鳥取県警察本部】
【警察相談専用電話】#9110 (通常の通話料がかかります。IP電話不可)
0857-27-9110

【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110 (代表)
【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

【消費者ホットライン】188 (局番なし)
【鳥取県消費生活センター】
【東部消費生活相談室】0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階)
【中部消費生活相談室】0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階)
【西部消費生活相談室】0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)

【相談電話・メール】
【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310 (無料・毎日24時間)
【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
【いじめ110番】0857-28-8718 (毎日24時間)
【子どもの人権110番】0120-007-110 (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)

【小学校1~3年生向け】

電子メディアとの付き合い方

がくしゅう

学習ノートA

児童の皆さんへ

テレビやゲーム、スマートフォンやパソコンはとても便利で、楽しいものです。このノートは、みんなさんがテレビやゲームなどを使いすぎないように、また友だちとのやりとりで思いがけない失敗をしたりしないようにするために、学校や家で学べるようにつくりました。このノートでは、自分の使い方を振り返ったり、友だちやお家の人と話し合ったりできるようになっています。

保護者の皆さんへ

近年、インターネット環境の急速な発達により、スマートフォン等電子メディア機器は生活の中でなくてはならないものとなり、子どもたちの生活の中にも浸透しています。子どもたちにとって、親しみやすく、便利で楽しいものとなっている反面、友人関係のトラブルや生活習慣の乱れなどが深刻化していることから、上手につきあっていくことが求められています。利用に際してトラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、家庭で話し合う際の参考にしていただきため「保護者の皆さんへ」のページもあります。

なお、このノートは、電子メディア機器の購入を推奨するものではなく、利用に際して家庭で考え、話し合ってもらうことを目的に作成しています。

学校では

このノートは、子どもたちや各学校の実情に応じて、学校での学習(道徳や学級活動などの情報モラルに関する学習等)や家庭での学習(週末や長期休業での宿題等)で活用できるようになっています。また、このノートをもとに、各家庭で話し合われたことを学級・学年通信等でまとめていただき、保護者の皆さんと情報共有したり、保護者懇談等で活用していただいたりすることも目的の一つとしています。

ねん組番

なまえ

鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会
(事務局: 鳥取県教育委員会事務局社会教育課)

「規則正しい生活」

はな子さんは、動物が大好きです。

ある日、学校で友だちが、「インターネットで動物の動画を見ることができる。」と教えてくれました。はな子さんは、家に帰って、さっそく動物の動画を見てみました。かわいい動物が、たくさん出てきました。

画面の横に、動物の出てくる「おすすめ動画」がたくさん出てきました。いくら見ても、あきることはありません。

とても楽しいので、毎日家に帰ると宿題もせず、見てしまうようになりました。次々と見ていると、いつの間にか長い時間がたっています。毎日していたお手伝いも、できなくなりました。夜おそくまで見てしまうので、朝起きることができなくなりました。



【考えてみよう】

- ①なぜ、たろうさんはじろうさんが^き来てくれると思ったのでしょうか。

- ②たろうさん、じろうさんはどうすればよかったですのでしょうか？

たろうさん：

じろうさん：

【家の人と話してみましょう】

友だちとコミュニケーションをとるとき、どんなことに気をつけばよいか、家の人と話してみましょう。

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。

先生の印

「やくそくしたのに…」

たろうさんは、友だちのじろうさんに、「明日、公園で遊ぶから来てね。」と紙に書いて渡しました。

じろうさんは、「ぼくはいいよ。」と返事を書いて返しました。

それを読んだたろうさんは、次の日「じろうさんが来る」と思って待っていました。

いつまでたっても、じろうさんは来ませんでした。
(本当は「遊べない」という返事でした。)



【考えてみよう】

① はな子さんの生活で、気になるところはどこですか。

② はな子さんは、なぜ動画を見ることをやめることができないのでしょう。

【家の人と話し合ってみましょう】

ゲームやテレビ、インターネットの約束(ルール)を家の人と話し合って決めてみましょう。

★おうちの方へ
話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。

先生の印

ポイント

- 動画視聴やゲームをやめられなくなり、生活習慣が乱れてしまう事例が多いです。
- ルールをつくる時には、家庭内でしっかり話し合い、具体的なルールをつくる必要があります。
- ルールをつくるときには、「守れなかった時のルール」もつくることが大切です。

動画視聴に熱中するあまり、夜遅くまで起きているため、寝不足になって生活習慣が乱れてしまう児童・生徒が増えています。ひどくなると昼と夜が逆転して学校へ行けなくなる事例もあります。

インターネットでの動画視聴には「次々と関連するおすすめ動画が出てくる」など、やめられなくなる仕組があります。そのため、インターネットでの動画視聴に夢中になってしまい、いつの間にか長時間視聴してしまっていたことがあります。そうならないように家庭で約束(ルール)を決めておきましょう。ルールを決めるときには、家族でよく話し合ってください。

ゲームでも同様の事例があります。ゲームについてもルールを決めておくことが大切です。

知っていますか？ 動画再生サイトYouTubeの利用規約について…

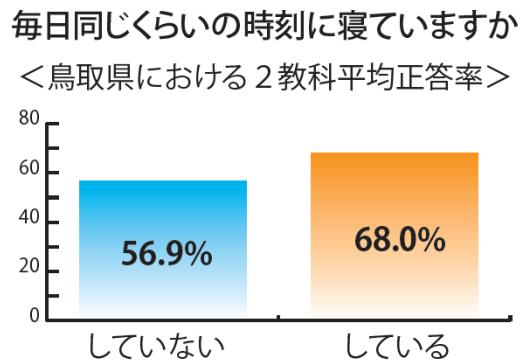
※YouTube利用規約より引用

「本サービスは13歳未満の子供による利用を意図していません。あなたが13歳未満の場合、YouTubeウェブサイトを利用しないで下さい。あなたに、より適しているサイトが他にも沢山あります。あなたにそのサイトが適しているか、ご両親に相談してください。」

決めておきたい ルールの例

- 使用時間(1日の使用は○時間以内など)
- 使用場所(自分の部屋では使用しないなど)
- ルールを守れなかったときは…(○日間使用禁止にする、保護者に返却するなど)

生活習慣と学力の関係(平成29年度全国学力・学習状況調査より)



⇒ 決まった時間に寝起きしている児童の方が、2教科(国語・算数)の平均正答率が高い傾向が見られます。

※2教科平均正答率とは、「(どちらかといえば)している」(あるいは「どちらかといえば)していない」と回答した児童の国語と算数の正答率の平均



インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

①世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と思っていても、誰かが転送すれば世界中に公開されてしまいます。

②一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができますので、信用できない情報も多く、情報を手に入れる時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じる場合があります。また、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

⑤夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になるサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存になる可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなLINE(ライン)などのコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や、購入をすすめるものではありません。